

時差勤務制度・テレワーク制度・休憩時間選択制度について（学校園）

1. 勤務時間の割振り変更（時差勤務制度は無し）

校園長が、学校運営上必要があると認める場合は、勤務時間の割振りを変更し、出勤時間の変更が可能（7月以降も取扱い変更なし）。

2. テレワーク制度

	現行	7月1日以降
対象者	全職員（正規職員の他、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員を含む。） ただし、以下の場合に限る。 (1)「妊娠中の保健指導又は健康診査に基づく指導を受け、それを申し出た場合」といった特別な事由がある場合 (2)校務運営に支障が生じない場合	全職員（正規職員の他、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員を含む。） ただし、以下の場合に限る。 (1)「妊娠中の保健指導又は健康診査に基づく指導を受け、それを申し出た場合」といった特別な事由がある場合 (2)校務運営に支障が生じない場合
勤務時間	通常の勤務時間を原則とする。あらかじめ職員からの申し出があった場合には、一時的な勤務時間の割振りの手続き（柔軟な勤務時間の設定）をとることが可能。	通常の勤務時間を原則とする。あらかじめ職員からの申し出があった場合には、一時的な勤務時間の割振りの手続き（柔軟な勤務時間の設定）をとることが可能。
使用媒体	校務支援システムのテレサポート機能用パソコン ※上記が困難な場合のみ、資料の持ち出しによるテレワークを可能とする。	校務支援システムのテレサポート機能用パソコン ※上記が困難な場合のみ、資料の持ち出しによるテレワークを可能とする。

請求手続き	年度単位の利用登録：不要 申請書・報告書の提出：要	年度単位の利用登録：不要 申請書・報告書の提出：要
-------	------------------------------	------------------------------

※学校園の 7 月 1 日以降の上記内容については今後も検討を進め、必要に応じ個別協議を行う。

3. 休憩時間選択制度

従来より、休憩時間は 11 時～14 時の間（給食調理員は給食実施日においては 13:30～14:15）に設定可能（7 月以降も取扱い変更なし）。